

公立保育所等で医療的ケア児の受入れを推進！

「都城市公立保育所等医療的ケア児保育実施要綱」及び「都城市公立保育所等医療的ケア児受入れガイドライン」を策定し、日常的に医療的なケアを必要とする児童（医療的ケア児）の公立保育所等における受入れを推進します。



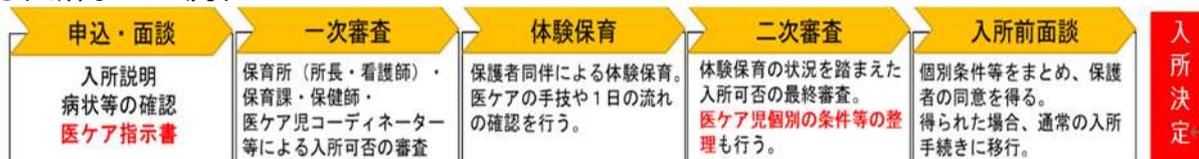
●策定の経緯

- ・市内では平成29年度以降、延べ5名の医療的ケア児を受け入れてきましたが、明確な基準等がなく、受入れがスムーズに進まないケースや、現場職員が判断に迷うケースがありました。
- ・一方で、近年増加する医療的ケア児に対し、令和3年の法律施行により、地方公共団体及び保育所設置者の責務が明確化されました。
- ・これらを踏まえ、医療的ケア児を積極的に受け入れるための体制や基準等をガイドラインとして定め、公立保育所等から受入れを推進し、最終的に市全体で医療的ケア児を支援する体制構築を目指します。

●「都城市公立保育所等医療的ケア児受入れガイドライン」の概要

- ・本市の公立保育所5施設、公立認定こども園1施設の計6施設での受入れを想定しています（民間保育所等においても参考可能）
- ・次の3点を軸として構成し、医療的ケア児とその家族が安心して生活できる都城市の実現を目指します。
 - （1） 医ケア児の支援 児童の安全確保を最優先とした保育環境の整備
 - （2） 保護者等の支援 精神的負担の軽減や就労支援
 - （3） 保育所等の支援 現場の負担軽減と判断しやすい仕組みづくり

●入所までの流れ



●主な入所要件

市内に居住する原則満2歳以上で、医師による集団保育が可能である診断を受け、病状が安定しており自宅での医療的ケアが確立している児童

●受入体制

現在、公立保育所1か所に医療的ケア児対応のための専属看護師2名（会計年度任用職員）を配置しており、今後も医療的ケア児の保育ニーズや病状等に応じて必要な人員を配置してまいります。